

被扶養者調査実施

のお知らせ

当健保組合では、厚生労働省の通達に基づき、被扶養者の調査を毎年実施しています。本年度は、配偶者以外の方を対象に実施します。配付する調査表に記入・捺印のうえ、お住まいの市区町村で発行する(非)課税証明書、年金決定通知書等を添付し、必ずご提出いただきますようお願い申し上げます。

実施概要

- 実施時期：平成23年6月(予定)
- 対象者：配偶者以外の方(義務教育修了年齢以下は除く)
- 提出書類：記入・捺印した調査表を各事業所の健康保険担当へ提出
- 添付書類：居住地の市区町村で発行する平成23年度(平成22年1月～12月分)(非)課税証明書。その他、年金(老齢、厚生、障害、遺族、恩給等)受給者は最新の年金決定通知書(写)

※調査表は各事業所健康保険担当より該当者へ配付されます。
※調査表の記入内容によって、追加で確認書類の提出をお願いすることがあります

被扶養者とは

健康保険の被扶養者とは、下記の条件をすべて満たしている方で、被保険者の申請により、健保組合の認定を受けた方のことです。下記の条件を満たすことで自動的に被扶養者になるわけではありません。また、税法上の被扶養者とは条件や手続が異なりますのでご注意ください。

被扶養者の条件

- ①被保険者の3親等内の親族であること。ただし、直系尊属(父母・祖父母等)、配偶者、子、孫、弟妹以外は同居であることが必要です。
- ②被扶養者になろうとする方自身の収入が無いが、以下の条件を満たしていること。

	認定後1年間の収入	認定後1ヶ月当たりの収入	失業給付基本手当日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害者の方	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※上記収入は、税・交通費込の総支給金額です。各種年金も収入とみなします。

- ③同居の場合：被扶養者になろうとする方の収入が、被保険者の収入の1/2未満であること。
別居の場合：被保険者が毎月仕送りをしており(手渡し不可)、その額が被扶養者の収入と同等もしくは多いこと。
- ④被保険者の収入により生活していること。一部援助では、扶養の条件を満たしません。
- ⑤被扶養者になろうとする方自身が、健康保険の被保険者となっていないこと。



被扶養者の条件を満たさなくなった場合、すみやかに扶養からはずす手続が必要です

いったん健康保険の被扶養者として認定された方であっても、状況が変わり扶養の条件をひとつでも満たさなくなった場合は、すみやかに扶養からはずしてください。被扶養者のいる方は、この機会に左ページの条件を満たしているかどうかの確認をお願いいたします。なお、扶養からはずす手続きをせずに保険証を使用した場合は、健保組合が負担した金額を請求いたしますので、くれぐれもご注意ください。



被扶養者の削除手続の方法

「被扶養者(異動)届」に必要事項を記入し、保険証を添付して各事業所の健保担当へ提出してください。他の社会保険に加入したため扶養からはずれる場合は、加入した保険証のコピーも添付してください。

春は就職する方が多い時期なので
特にご注意ください。

被扶養者からはずれるとき

- ①お子さんが就職したとき
あなたの扶養からはずれて、勤め先の健康保険に被保険者として加入します。
- ②被扶養者であったお子さんが結婚したとき
あなたの扶養からはずれて、結婚相手の健康保険に被扶養者として加入します。
- ③配偶者またはお子さんの年収が130万円(月額平均108,334円)以上となったとき
- ④別居している被扶養者に扶養のための送金をしなくなったとき
- ⑤扶養している親(60～74歳)の年収が180万円以上となったとき
あなたの扶養からはずれて、国民健康保険に被保険者として加入します。再就職したり、年金をもらうようになったときは注意してください。遺族年金の受給額も年収の対象となります。
- ⑥75歳になったとき
75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)のすべての方は、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入します。(詳しくは居住地の市区町村におたずねください。)健康保険の被保険者が後期高齢者となった場合は、その被扶養者は75歳未満でも健保の資格を喪失するため、国民健康保険に加入することになります。
- ⑦退職して、失業給付(日額3,612円以上、60歳以上は5,000円以上)を受給中であるとき
- ⑧扶養していた配偶者と離婚したとき
- ⑨被扶養者が死亡したとき